



発 行 新 潟 県 号 外 1 令和 6 年10月25日 毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 40 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例(福祉保健総務課)
- 41 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 42 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)
- 43 新潟県立学校条例の一部を改正する条例 (義務教育課)

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例 令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

撒

52,000

日

新潟県条例第40号

新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例

新潟ユニゾンプラザ条例(平成8年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

全

日

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。 正 正 別表(第8条、第15条関係) 別表 (第8条、第15条関係) (1) 多目的ホールの使用料 (1) 多目的ホールの使用料 使 用 時 間 使 用 料 (円) 使 用 時 間 用 料 (円) 入場料を 入場料を徴収する場合 入場料を 入場料を徴収する場合 入場料が入場料が入場料が 徴収しな 入場料が一入場料が一入場料が 徴収しな い場合 3,000 円未 3,000 円以 5,000 円以 い場合 3,000 円未 3,000 円以 5,000 円以 満の場合 上5,000円 上の場合 満の場合 上5,000円 上の場合 未満の場 未満の場 合 合 亚 \exists 午 前 37,000 亚 午 23,000 25,000 32,000 前 19,700 21,700 27,600 31,600 午 後 31,000 34,000 43,000 50,000 午 後 26, 700 29,800 37, 400 42,800 間 夜 間 33,000 36,000 46,000 53,000 夜 28,800 32, 100 40,500 45,900 日 86,000 全 日 75, 300 94,900 78,000 109,000 125,000 67,600 108, 100 前 日曜日、土 午 前 日曜日、十 34,000 37,000 48,000 54,000 29,500 32,600 41, 400 47, 400 曜日及び 午 曜日及び 午 55, 500 62,900 後 45,000 50,000 63,000 72,000 後 39, 500 43,800 祝日 夜 78,000 祝日 夜 59,800 68, 300 49,000 54,000 69,000 42,800 47, 100 129,000 164, 000 187,000 142, 400 117, 000 101, 500 112,900 162, 100 (2) 会議室、研修室等の使用料 (2) 会議室、研修室等の使用料 使用時間 使用料(円) 使用料(円) X. 分 区 使用時間 修 大 研 修 室 午 前 22,000 大 研 室 前 19, 100 午 後 29, 300 後 25, 500 間 夜 夜 25,600 間 22, 300 日 全 日 69, 200 60, 200 午 前 大会議室 午 前 全 面 使 用 大会議室|全面使用 19, 100 16,600 後 後 25, 300 22,000 夜 間 夜 間 22, 200 19, 300 全

59,800

ı				/\ #	n /	ı /- 	Ind \	<i>F</i> -	عدا	10 500
				分害	削使用	」(四	(則)	午	前	10, 700
								午	後	14, 300
								夜	間	12, 500
								全	日	33, 800
				分害	列使用	(東	側)	午	前	12, 500
								午	後	16, 800
								夜	間	14, 600
								全	日	39, 600
中	研	修	室	全	面	使	用	午	前	17, 000
								午	後	22, 700
								夜	間	19, 800
								全	日	53, 500
				分害	列使用	(南	側)	午	前	9, 300
								午	後	12, 400
								夜	間	10, 800
								全	日	29, 300
				分害	列使用	(北	側)	午	前	10, 200
								午	後	13, 600
								夜	間	12, 000
								全	日	32, 200
小		研	1	修	室		1	午	前	6, 800
								午	後	8, 900
								夜	間	7, 800
								全	日	21, 200
小		研	1	修	室		2	午	前	8, 300
								午	後	11, 100
								夜	間	9, 600
								全	日	26, 100
小		研	-	修	室		3	午	前	8, 200
								午	後	11,000
								夜	間	9, 600
l								全	日	25, 900

4

	分割使用(西側)	午	前	9, 320
		午	後	12, 400
		夜	間	10, 900
		全	日	29, 400
	分割使用(東側)	午	前	10, 900
		午	後	14, 600
		夜	間	12, 700
		全	日	34, 400
中研修	室全面使用	午	前	14, 800
		午	後	19, 700
		夜	間	17, 200
		全	日	46, 500
	分割使用(南側)		前	8,070
		午	後	10,800
		夜	間	9, 430
		全	日	25, 500
	分割使用(北側)	午	前	8,900
		午	後	11,800
		夜	間	10, 400
		全	日	28, 000
小 研	修 室 1	午	前	5, 870
		午	後	7, 750
		夜	間	6,810
		全	日	18, 400
小 研	修 室 2	午	前	7, 230
		午	後	9, 640
		夜	間	8, 380
		全	日	22, 700
小 研	修 室 3	_	前	7, 120
		午	後	9, 530
		夜	間	8, 380
		全	日	22, 500

_	_	

号

新湯県

撒

令和6年10月25日(金)

小	研	修	室	4	午	前	6, 400
					午	後	8,600
					午 夜	間	7, 500
					全	日	20, 100
特	別	会	議	室	午	前	15, 900
					午	後	21,000
					夜	間	18, 400
					全	日	49, 800
介	護	実	習	室	午	前	9, 300
					午	後	12, 400
					夜	間	10, 800
					全	日	29, 300
調	理	実	習	室	午	前	6, 800
					午	後	8, 700
					夜	間	7, 700
					全	日	20, 800
講	師		控	室	午	前	3,600
					午	後	4, 700
					夜	間	4, 200
					全	日	11, 300
応		接		室	午	前	4,800
					午	後	6, 200
					夜	間	5, 500
					全	日	14, 800
楽		屋		1	午	前	3, 100
					午	後	3, 100
					夜	間	3, 100
					全	日	8, 300
楽		屋		2	午	前	3, 100
					午	後	3, 100
					夜	間	3, 100
					全	日	8, 300

小	研	修	室	4	午	前	5, 550
					午	後	7, 440
					夜	間	6, 500
					全	日	17, 500
特	別	会	議	室	午	前	13, 800
					午	後	18, 300
					夜	間	16,000
					全	日	43, 300
介	護	実	習	室	午	前	8,070
					午	後	10, 800
					夜	間	9, 430
					全	日	25, 500
調	理	実	習	室	午	前	5, 870
					午	後	7, 550
					夜	間	6, 700
					全	日	18, 100
講	師		控	室	午	前	3, 150
					午	後	4, 080
					夜	間	3, 670
					全	日	9, 850
応		接		室	午	前	4, 190
					午	後	5, 350
					夜	間	4, 820
					全	日	12, 900
楽		屋		1	午	前	2, 670
					午	後	2, 670
					夜	間	2,670
					全	日	7, 220
楽		屋		2	午	前	2, 670
					午	後	2, 670
					夜	間	2,670
					全	日	7, 220

和	室	午 前	3, 400	和	室	午 前	2, 930
		午 後	4, 500			午 後	3, 880
		夜 間	4, 000			夜 間	3, 450
		全 日	10, 600			全日	9, 220
(略)				(略)			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第41号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 改 (目的)

第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第 24号。以下「法」という。)第8条第1項の認定地 域再生計画に記載されている法第5条第4項第5 号イの地方活力向上地域内において、法第17条の 2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設 整備計画(以下「認定地方活力向上地域等特定業 務施設整備計画」という。)に従って法第5条第4 項第5号の特定業務施設(以下「特定業務施設」 という。)及び同号の特定業務児童福祉施設(以下 「特定業務児童福祉施設」という。)を新設し、又 は増設した法第17条の2第4項の認定事業者(以 下「認定事業者」という。)に対し、県税の課税の 免除又は不均一の課税の措置を講ずることにより、 新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の 増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興 に寄与することを目的とする。

(移転型事業を実施する者に対する事業税等の課 税免除)

- 第1条の3 知事は、認定事業者(移転型事業を実 施する者に限る。)に対し、次に掲げる県税の課税 を免除することができる。
 - (1) (略)
 - (2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当 することとなる特定業務施設及び特定業務児童 福祉施設(移転型事業に係るものに限る。次号 において同じ。)の用に供する建物又はその敷地 である土地を取得した場合における当該建物又 はその敷地である土地の取得に対して課する不 動産取得税
 - (3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当 することとなる特定業務施設及び特定業務児童 福祉施設の用に供する機械及び装置又は構築物 である償却資産を取得した場合における当該償 却資産を事業の用に供することができることと なった日の属する年の翌年の4月1日を初日と する年度以後3箇年度に当該償却資産に対して 課する固定資産税

(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不 均一課税)

第2条 知事は、認定事業者(拡充型事業を実施す る者に限る。)に対し、次の各号に掲げる県税につ (目的)

第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第 24号。以下「法」という。)第8条第1項の認定地 域再生計画に記載されている法第5条第4項第5 号イの地方活力向上地域内において、法第17条の 2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設 整備計画(以下「認定地方活力向上地域等特定業 務施設整備計画」という。)に従って法第5条第4 項第5号の特定業務施設(以下「特定業務施設」 という。)を新設し、又は増設した法第17条の2第 4項の認定事業者(以下「認定事業者」という。) に対し、県税の課税の免除又は不均一の課税の措 置を講ずることにより、新潟県における産業拠点 の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を 図り、もって産業の振興に寄与することを目的と する。

正

前

(移転型事業を実施する者に対する事業税等の課

- 第1条の3 知事は、認定事業者(移転型事業を実 施する者に限る。)に対し、次に掲げる県税の課税 を免除することができる。
 - (1) (略)
 - (2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当 することとなる特定業務施設 (移転型事業に係 るものに限る。次号において同じ。)の用に供す る建物又はその敷地である土地を取得した場合 における当該建物又はその敷地である土地の取 得に対して課する不動産取得税
 - (3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当 することとなる特定業務施設の用に供する機械 及び装置又は構築物である償却資産を取得した 場合における当該償却資産を事業の用に供する ことができることとなった日の属する年の翌年 の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当 該償却資産に対して課する固定資産税

(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不 均一課税)

第2条 知事は、認定事業者(拡充型事業を実施す る者に限る。)に対し、次の各号に掲げる県税につ いて、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条 並びに附則第17条及び第18条の規定にかかわらず、 当該各号に定める税率により不均一の課税をする ことができる。

- (1) (略)
- (2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設及び特定業務児童福祉施設 (拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。)の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率
- (3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設及び特定業務児童 福祉施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア~ウ (略)

いて、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条 並びに附則第17条及び第18条の規定にかかわらず、 当該各号に定める税率により不均一の課税をする ことができる。

(1) (略)

- (2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設(拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。)の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率
- (3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア~ウ (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第42号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

		改	正	後				改	正	前		
別	別表 (第3条関係)							別表 (第3条関係)				
	名	称	位	Ī	置		名	称	位	置		
	(略)						(略)					
	安 野	住 宅	阿賀野市安野	予町			安 野	住 宅	阿賀野市安	野町		
							おり、	と住宅	佐渡市相川	下戸炭屋浜町		
							炭屋	町住宅	佐渡市相川	炭屋町		
	(略)					'	(略)					

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第43号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中 条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、 移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後 (設置) 第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条 第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる新潟県 立高等学校(以下「高等学校」という。)、別表第 2に掲げる新潟県立中等教育学校(以下「中等教 育学校」という。)及び別表第3に掲げる新潟県立 特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)を 設置する。

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条 第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる新潟県 立高等学校(以下「高等学校」という。)、別表第 2に掲げる新潟県立中等教育学校(以下「中等教 育学校」という。)、別表第3に掲げる新潟県立特 別支援学校(以下「特別支援学校」という。)並び に別表第4に掲げる新潟県立幼稚園(以下「幼稚 園」という。)を設置する。

正

前

2 (略)

(入園料及び保育料)

改

第4条 幼稚園の入園料及び保育料(以下「入園料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

入	園	料		1万1,000円
保	育	料	月額	6,300円

- <u>2</u> 入園料等は、知事が別に定める期限までに納め なければならない。
- 3 月の中途において入園、退園、休園又は転園を したときは、当該月分の保育料を納めなければな らない。
- 4 休園の期間が全月にわたる場合は、その月分の 保育料は、徴収しない。
- 5 知事は、次の各号に掲げるときは、入園料等の 全額の納付があつたものとみなすことができる。
 - (1) 入園料等の納付義務者から子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項に規定する施設等利用費の額に相当する額の支払があつた場合(当該支払の額が入園料等の額より低い額である場合に限る。)において、当該納付義務者に対し、市町村から同項の規定による支給があつたとき。
 - (2) 市町村から子ども・子育て支援法第30条の11 第3項の規定による支払があつたとき(当該支 払の額が入園料等の額より低い額であるときに 限る。)。

(授業料等の減免)

2 (略)

(授業料等の減免)

第4条 知事は、特別の事情のある生徒及び中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額又は入学考査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

- 第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、 入学考査料、入学料、入学料相当額、授業料、受 講料及び証明事務手数料の徴収に関し必要な事項 は、知事が定める。
- 第6条 前条の規定により知事が定めるもののほか、 高等学校、中等教育学校<u>及び特別支援学校</u>の管理 に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第5条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並 びに中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査 を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入 学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入 学考査料(以下この条において「授業料等」とい う。)を納めることが困難な理由のある者その他特 に必要と認める者については、授業料等の全部又 は一部を免除することができる。

(委任)

- 第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、 入学考査料、入学料、入学料相当額、授業料、受 講料及び証明事務手数料並びに入園料及び保育料 の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。
- 第7条 前条の規定により知事が定めるもののほか、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚 園の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定め る。

<u>別表第4</u> (第1条関係) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - (公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)
- 2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和33年新潟県条例第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改 正 後
 改 正 前

 (趣旨)
 (趣旨)

- 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4 条第1項の規定に基づき、県立の高等学校、中等 教育学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医 又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法 第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の 範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な 事項を定めるものとする。
- 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4 条第1項の規定に基づき、県立の高等学校、中等 教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学 校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」とい う。)の法第3条に規定する補償(以下「補償」と いう。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関 し必要な事項を定めるものとする。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第1 条の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。
 - (義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)
- 4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

 改 正 後
 改 正 前

(定義)

- 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(定義)

- 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。
- 2 この条例において、「教育職員」とは、校長<u>(園長を含む。)</u>、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。